

広島中等教育学校の生徒指導の実施に関する規程

本校の清浄な生活・学習環境の保持並びに生徒の健全育成に資するため生徒指導に関し必要な事項を定める。

1 指導対象となる行為

(1) 本校の「生徒心得」・「携帯電話等持ち込み・使用申請」・「自転車通学申請」に違反する行為

- 無断欠席、無断早退、遅刻（1セメ3回以上）
- 器物破損
- 携帯電話・スマートフォン等の不正使用
- タブレットの不正使用
- 不要物の持ち込み
- 公共交通機関でのマナー違反
- 道路交通法違反および自転車通学に関わる違反
- 服装・容儀違反
- 深夜徘徊、無断外泊
- 無断アルバイト
- 定期考査等における不正行為
- 原動機付自転車・自動二輪・自動車等の無断運転免許取得ならびに運転行為
- 指導無視

(2) 周囲の人が迷惑を被る行為

- いじめ行為
- 授業妨害

(3) 触法行為

- 暴力、暴言
- 喫煙・飲酒行為
- 恐喝、脅迫、強要
- 窃盗
- 撮影罪
- 薬物乱用
- 不同意わいせつ、風営法違反
- 危険物所持
- その他の法令・法規違反

2 問題行動の発生時の対応

問題行動が発生した時は、問題行動を把握した教職員がその旨を速やかに生徒指導主事に連絡する。連絡を受けた生徒指導主事は、教頭、校長に報告するとともに、当該生徒の所属する学年主任、当該生徒のHR担任と連携し、速やかに事実確認を行う。

(1) 事実確認は、次に掲げる事項に留意して行う。

- 原則として個別に聞き取りを行うこととし、複数の教員で対応することを基本とする。
- 該当生徒から状況や理由など心情面も含めて事情を聞き取る。
- 弁明の内容を含め全ての事情に矛盾が無いように、「いつ（日時）、誰が、誰と、どこで、誰（何）を、何のために、どうした」等について、細部に至るまで確認する。
- 関係者や関係機関からの情報も参考にしながら確認する。
- 確認できた事実を整理した上で、当該生徒に反省文を自書させる。
- 供述の強要や体罰等を行わない。

(2) 事実確認の報告・連絡

- 生徒指導主事は、整理した事実を書面により校長に報告する。
- 担任若しくは学年主任は、整理した事実を当該生徒の保護者に連絡し、理解を図る。
- 生徒指導主事は、全教員に整理した事実の概要を周知し、生徒指導上必要な事項について共通理解を図る。

3 問題行動に対する指導

問題行動に対する指導については、整理した事実に基づき、生活指導部会で原案を決定する。問題行動の内容によっては、生活指導部会の原案をもとに生徒指導委員会で協議の上、校長が決定する。

(1) 懲戒について

- 懲戒の種類は退学、停学、訓告である。
- 退学及び停学の懲戒は校長が行い、学校にて保護者同席のもと通告する。訓告の懲戒は校長が行うか、若しくは校長の指示により教頭又は生徒指導主事等が行うものとする。
- 懲戒を適用したときは、全教員にその旨を周知するものとする。
- 校長は、退学処分を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(2) 懲戒の内容は、問題行動の内容等を考慮して行う。

(3) 特別な指導について

- 生徒の自省、事象に対する責任の取り方、今後の学校生活の過ごし方など生徒自身に考えさせる場として別室指導を行う。
- 期間は、問題行動の程度や常習性、本人の状態等を考慮し、生徒指導委員会で協議の上、決定する。
- 期間中は生活指導部及び該当学年等で指導を行う。

(4) 遅刻指導 ※回数は、1・2セメのそれぞれの期間での回数とする。

- 遅刻3回で保護者への文書による連絡を行い、保護者記載文書を提出してもらおう。保護者記載文書に基づき、担任は登校の在り方について指導を行う。
- 遅刻5回で保護者への文書による連絡及び担任同席の下、保護者記載文書に基づき、学年主任・生徒指導主事は本人へ訓戒を行う。
- 遅刻10回で担任・生徒指導主事が遅刻防止の方策を協議し、保護者同席の下、教頭から訓戒を行う。
- 遅刻15回以上で保護者同席の下、校長は訓戒を行う。

(5) 携帯電話等の不正利用の指導 ※回数は、在学期間での回数とする。

- 1回目 生活指導部預かり（3日間）を行う。
- 2回目 生活指導部預かり（1週間）を行い、担任から直接保護者へ返還する。
- 3回目 保護者同席の下、生徒指導主事から説諭を行う。返却は保護者来校時に行う。
- 4回目以降は、特別な指導の対象となり、携帯電話等の持ち込み・使用許可を取り消す。
*タブレットの使用不正も同様に指導する。ただし、タブレットの預かりは行わない。

[備考]

- (1) 問題行動が併合した場合は、加重した指導を行う。
- (2) 問題行動の懲戒の種類及び程度については、個別の状況に基づき検討するものとする。
- (3) 重大事案については別途協議する。

附則

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
令和 8年 4月 1日より施行する。